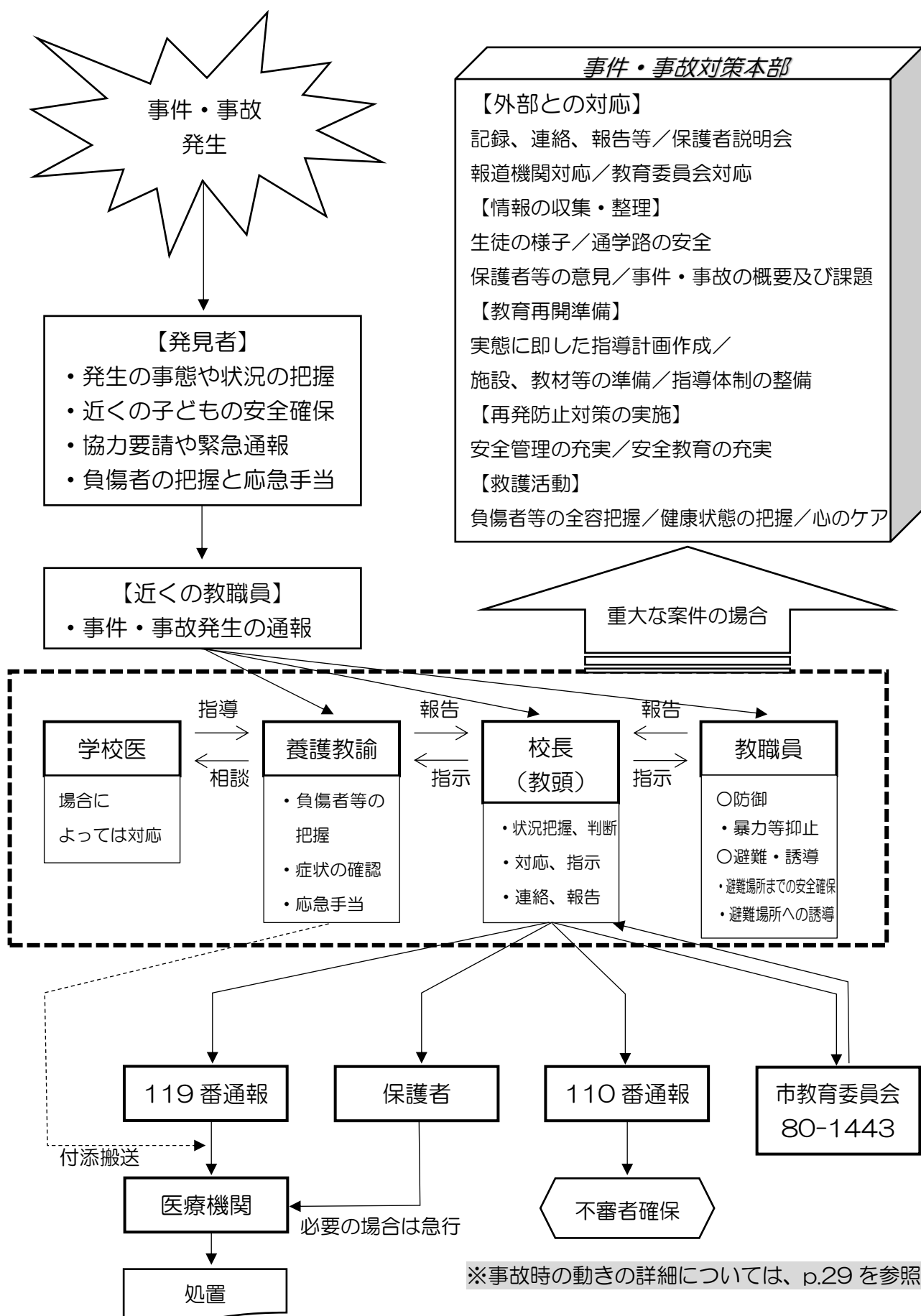


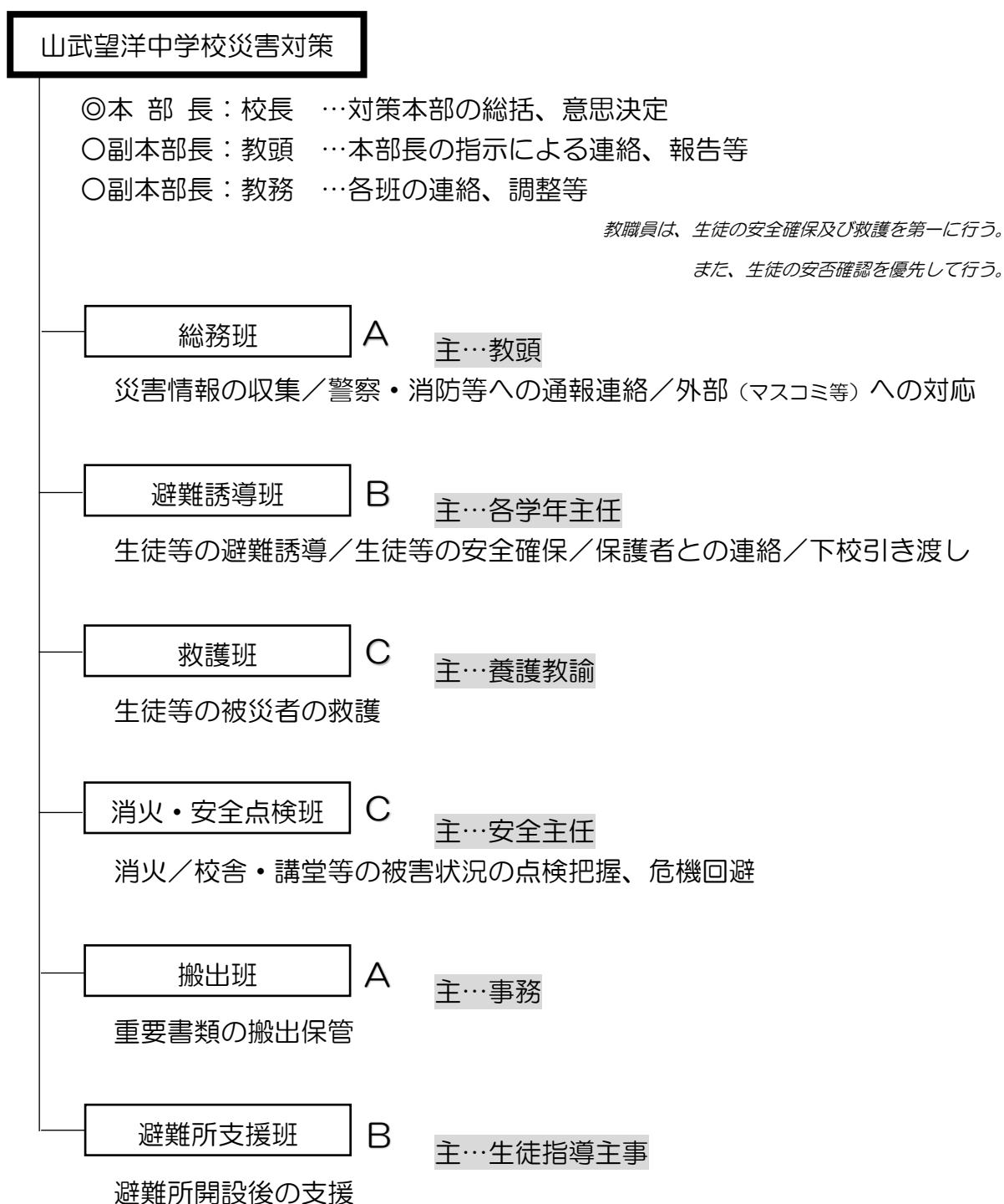
I 緊急事態発生時の緊急連絡体制図



Ⅱ 学校災害対策本部の組織図

災害の規模・被害の状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。

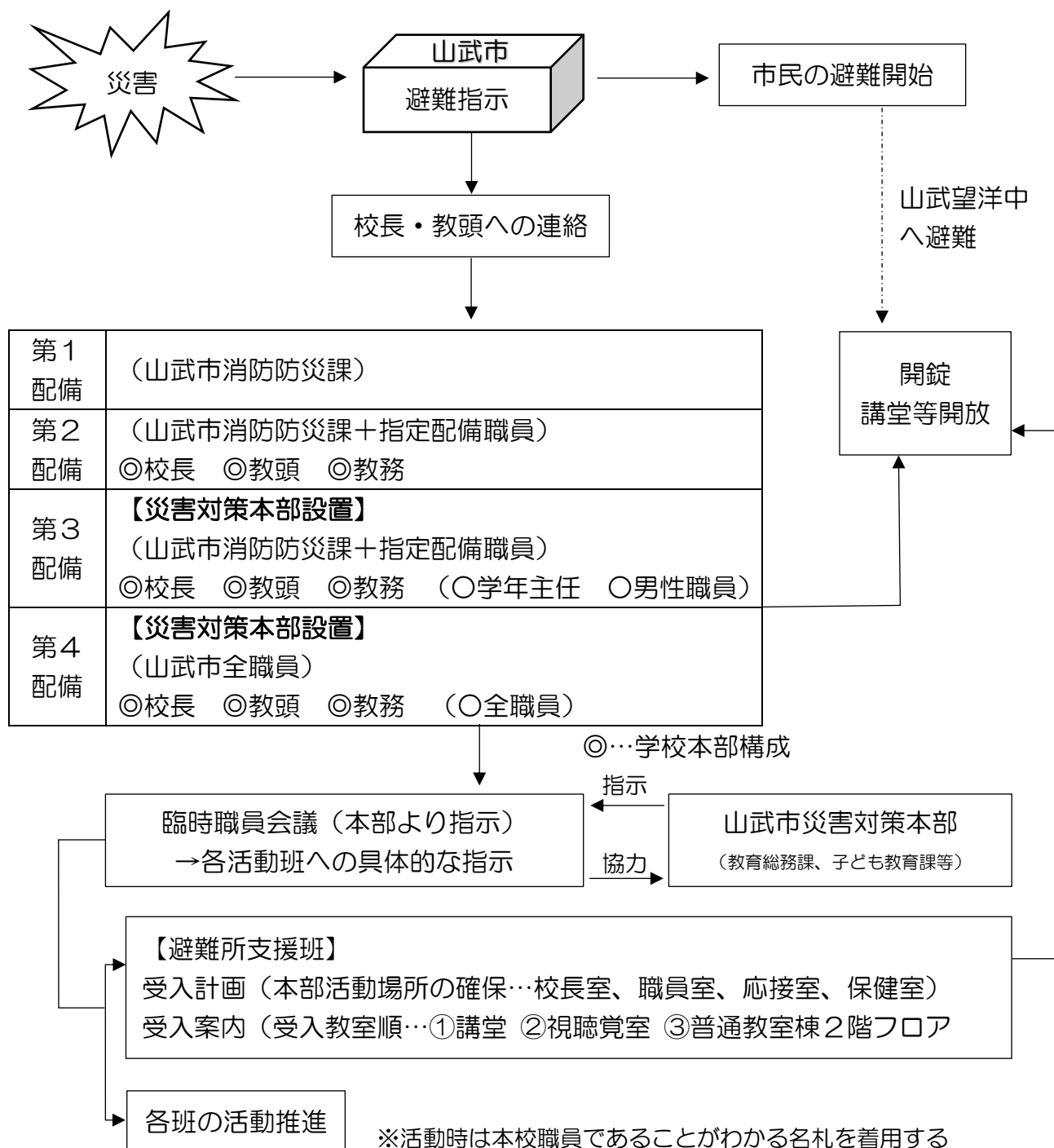
消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、学校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく。



Ⅲ 市の避難所としての役割

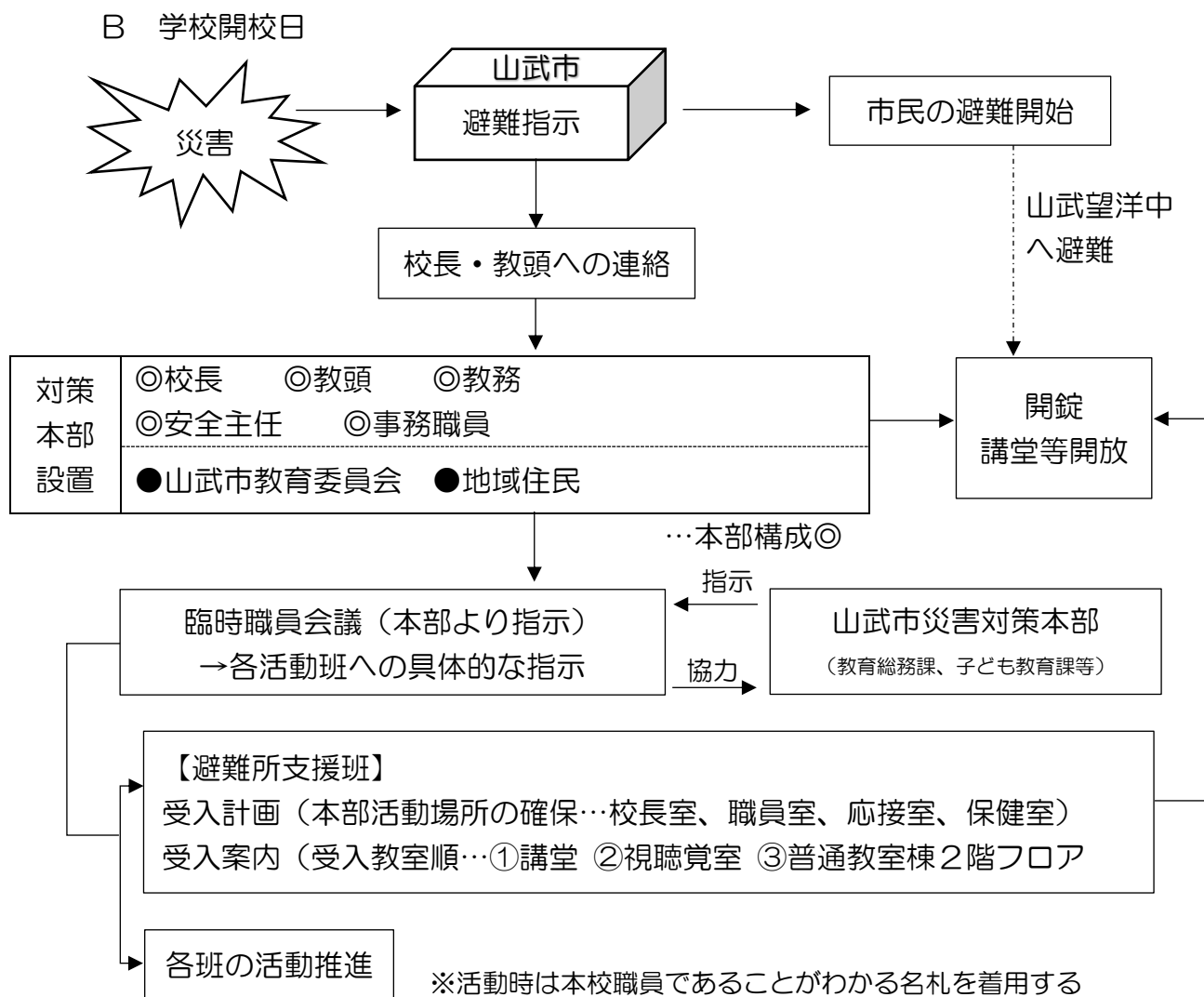
○ 対応の手順

A 学校休校日（休日、夜間等）



〈教職員の緊急時の出動について〉

市からの要請があった場合、本校職員は、各自の家族の安全を確保した後、すみやかに学校に集合し、各係の活動に当たる。 ※避難所の運営は、原則、山武市職員が行う。



○ 教職員の動員体制（上表）と生徒の安否確認（下表）

動員体制	津波注意報／震度5弱 特別警報（大雨、洪水）	震度5強	津波警報	大津波警報
第1配備	各自の安全確認後 学校参集	安全確認後 学校参集	安全な場所へ避難 or 自宅待機 → 警報解除後 学校参集	安全な場所へ避難 or 自宅待機 → 警報解除後 学校参集
第2配備				
第3配備	自宅待機	自宅待機		
第4配備	→ 指示を待つ			

教職員自身の安全確保後

動員体制	学区内震度	安否確認	生徒等在宅時		生徒等 登下校時
			電話使用可	電話不通	
第1配備	震度4以下	×	行わない	行わない	行わない
第2配備	震度5弱	状況判断	電話連絡	家庭訪問 or 避難所訪問	通学路を たどる
第3配備	震度5強				
第4配備	震度6以上	○			

○ 安否確認の方法

- 1 電話…携帯電話、固定電話（災害時有線電話の活用）、災害伝言ダイヤルの活用
- 2 インターネットの活用…さくら連絡網、ホームページへの掲載
- 3 家庭訪問…不在時には生徒宅にメモを置く
- 4 その他…消防の広報車やパトロールカーの利用、保護者間や自治会等の口頭伝達
校門等への掲示物設置

※ひとつの手段に限定せず、連絡通信手段の複線化を図る。

○ 生徒の引き渡し

二次災害の危険の有無等についても十分に検討した上で、保護者等への引き渡しを行う。大地震が発生した場合、引き渡し場所としてどこが安全か、あらかじめ引き渡し可能な場所を検討し、決定する。また、待機場所についても、事前に安全が確保できる場所を複数設定しておき、発生時の天候を考慮した上で決定する。

*引き渡しのルール〔原則〕

〔震度5弱以下〕一斉下校

〔震度5強以上〕学校待機 → 保護者引き渡し ※授業等即時打ち切り

*引き渡しの手順

	学級担任	対策本部
事前準備	▽名簿（健康観察板）の準備 ▽生徒を待機場所へ集合させる	▽引き渡し場所の決定 …各教室や講堂、グラウンド等、複数設定してある中から状況に応じて判断 ▽保護者へ連絡（さくら連絡網） … {時間} {場所} {留意事項}を明示、引き渡しカードの持参を依頼
保護者対応		▽保護者を誘導 …駐車場等の案内 ▽引き渡し方法の説明等 …学校からの連絡事項も伝達
引き渡し	▽保護者であることの確認 …代理人による対応について、事前に保護者と確認しておく（可能性がある場合）	

	…引き渡しカードの内容と照合 ▽連絡先の確認 …帰宅後の連絡先が家庭訪問 資料・引き渡しカードの連 絡先と同じかどうかを確認 ▽名簿にチェック ▽対策本部へ報告	
事後対応	▽残った生徒の保護 …迎えがまだの生徒の保護者 等に再度連絡 …引き渡しがいつ頃になるか 見通しをもつ	▽引き渡し状況の集約 →教育委員会へ報告

○ 災害発生による避難所開設・運営の支援

大地震発生により避難が必要な場合が発生し、本校に住民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次の通りとする。

校長等は、その当面の対応について、速やかに教育委員会に報告する。

※校長等は、山武市災害対策本部から収容避難所の開設要請があった際には、学校災害対策本部と協議の上、収容避難所として開放する校舎等の区域を決定する。

地震発生
学校災害対策本部設置
震度5強以上…自動的に設置（震度5弱時は校長判断）
在校時：生徒の安全確保、避難受け入れ体制の準備をするよう教職員に周知する。 校外時：校長等が学校に参集の上、非常配備体制に基づき、教職員を招集する。
グラウンドへの避難
①避難者数の把握 ②負傷者の確認と応急処置 ③各関係機関への連絡 ④学校施設の点検 ◇校舎内避難・収容避難所開設等のための講堂・校舎内の安全確認を行う。 ◇被害状況の把握と危険箇所の立入禁止等の危険回避対応を行う。
講堂等への収容
在校時：校長等が開錠する。

校外時：校長等が学校に参集の上、状況判断し開錠する。 ただし、教職員参集前の開錠は学校関係者等が行う。 避難場所支援班は、避難者を講堂に誘導する。	
収容避難所開設までの運営	
・避難者区画の指定…避難人員の整理（人数等の把握）、負傷者の確認と応急措置 災害弱者への配慮 ・講堂等に避難者を収容したことを教育委員会へ報告する。 ・収容避難所開設を前提とした初期行動	
山武市災害対策本部からの収容避難所開設の要請	
本校における収容避難所の開設・運営の支援	
＊活動で主となる教職員（本校から居住地までの距離を考慮して設定）	
1日目：	校長の判断による (必要に応じて、校長から他の職員に指示)
2日目：	
3日目：	

○ 災害発生時に係る学校の対応（災害対策本部⇒活動班組織）

	活動班	災害対策本部との関係	主担当分掌	市役所担当課
1	対外折衝班	←本部	校長、教頭	教育総務課 子ども教育課
2	生徒管理班	←避難誘導班	各学年主任、担任	子ども教育課
3	職員管理班	←総務班、搬出班	教務、事務	子ども教育課
4	施設管理班	←消火・安全点検班	安全主任	教育総務課 生涯学習課
5	生活管理班	←避難所支援班、救護班	生徒指導主任、養護	生涯学習課 給食センター

※山武市の役割分担

[市防災対策本部（消防防災課）]

|

[教育長・教育部長 {総括}]

[教育総務課長 {部内総括}]

|

[子ども教育課長 {情報総括}] — 子ども教育課（指導室）— 山武望洋中学校

Ⅳ 指導的項目

ⅰ 地震・津波への対応

○ 地震及び津波想定について

山武市では、大きな地震が想定される地震として、①揺れの大きな直下地震と、②津波の恐れのあるプレート境界の地震を挙げている。山武市直下でマグニチュード6.9の断層型地震が起こった場合の最大震度は「6強」と想定され、この震度では、建物の倒壊の可能性が高まるとされている。一方、海溝部でプレートにより起こる地震では津波の恐れがあり、山武市での津波波高は10mと想定されている。

想定される震度6強の地震が発生した場合、建物の全壊率（全壊：居住できなくなった状態）は、蓮沼地区や県道53号線を境に北部および国道126号線より東側ではおおよそ0～10%のところが目立つが、豊岡地区では30%を超える地区も見受けられる。（全壊率10%…50㎡中に10戸住宅があった場合に、そのうち1戸が壊れて使えない状況）

津波の想定について、津波の高さが「津波警報」が発令される3m程度の場合、津波は木戸川を内陸部までさかのぼると想定されているが、川以外の範囲の被害は海岸沿いや蓮沼海浜公園周辺でとどまるとされる。「大津波警報」が発令された場合、その高さは5m・10m・10m以上である。5mの津波が到達すると、蓮沼中学校周辺まで水がくることが想定され、1m（＝大人の腰くらいまでの高さ）程度までの浸水可能性がある。これが10mとなれば、5m（＝2階の軒下くらいまでの高さ）以上の浸水を警戒しなければならない。

参考：「山武市防災情報」（ハザードマップ）

○ 基本的な動きについて

1 一次避難の指示

▽緊急地震速報が出された場合や強い揺れを感じた場合は、職員室にいる職員が直ちに初期避難の指示をする。

「緊急地震速報が発令されました。直ちに一次避難の態勢をとりなさい。（繰返）」

「ただ今、地震が発生しました。直ちに一次避難の態勢をとりなさい。（繰返）」

2 一次避難（安全確保及び火の始末）

▽授業担当者は、生徒の安全確保のための具体的な指示を迅速に行う。

▽物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所への避難指示を行う。

例．机の下にもぐる／ヘルメットや本等で頭部を保護する

転倒の恐れのあるロッカーや窓ガラス等から離れる

生徒等の避難路を確保する／電気器具のコンセントを抜く

（火気使用時）揺れが収まったら直ちに消火し、ガスの元栓を締める

3 情報の収集

〈管理職〉

- 校内の状況（施設・設備、人的被害状況等）を可能な限り正確に把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。状況に応じて対策本部を設置する。
- 地域における被害状況等を、テレビ・ラジオ等で把握する。

〈授業担当者〉

- 生徒の負傷の有無や程度を確認するとともに、パニックを抑える。
- 負傷者がいる場合は、他の教職員と連携し、負傷生徒等の救護に当たる。
- 避難する際は、避難経路等の安全に留意する。

〈授業のない教職員〉

- 校舎の被害状況等、また避難経路や避難場所の安全性を確認して、管理職に報告する。
- 負傷者がいる時は、養護教諭と協力して救護に当たる。

4 避難指示及び生徒等の誘導

〈管理職〉

- 揺れが収まり、避難経路・避難場所の安全性を確認した後、校内放送等で避難指示を行う。 ＊津波の発生の有無の確認をする。

〈授業担当者〉

- 避難場所、避難経路などの指示に従い、生徒等を避難誘導する。
- 落ち着いて行動させる。「避難5原則」の徹底
あわてず／さわがず／おさず／ひきかえさず／すみやかに

〈授業のない教職員〉

- 分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全性に努める。
- 校内放送やハンドマイク等の確実な伝達方法により、各教室等に避難指示を伝える。
- 校舎内等に逃げ遅れた生徒等がいらないか確認する。

5 避難場所での対応

- ▽学級担任は、速やかに担当学級の人員確認及び負傷状況等について確認し、学年主任→管理職に報告する。
- ▽生徒等に不明者がいる場合には、安全に留意し速やかに搜索・救助に当たる。
- ▽管理職は、生徒等の負傷の程度に応じ、救急車を要請する。また、養護教諭を中心とした救護班を組織し、応急手当等の対応を指示する。
- ▽学級担任等は、負傷した生徒の保護者に連絡し、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。あわせて、生徒の負傷状況や搬送先等、被災者に関する情報をまとめておく。

6 津波警報・注意報が発令された場合の対応

〈生徒の保護者引渡しについて〉

□警報、注意報発令中は、原則として生徒は帰宅させない。ただし、保護者が迎えに来た場合は引渡しをするが、大平小より海側への帰宅はさせず、保護者と一緒に避難してもらうなどの理解を得る。

7 事後の対応

▽管理職は、被害状況等を市教委に報告するとともに、必要に応じて支援要請を行う。

▽校舎内外の施設設備の点検を行い、学校全体の安全確認に努める。なお、必要に応じて立入禁止区域を設けるなどの安全対策を講ずる。

▽管理職は、速やかに地域の被害状況について情報を収集する。

▽通学路の安全状況、交通機関の運行状況について速やかに確認する。

▽事後の学校再開及び授業日程等については、被害の状況や余震の影響などを総合的に勘案し、市教委、関係機関、PTA役員等で協議し、決定する。なお、生徒を下校させるときは、保護者への直接引渡しを原則とすることから、保護者と連絡が取れない生徒については学校に待機させる。

▽生徒の心のケアに努め、必要に応じて心の教室相談員やSC、SSWと連携して対応する。

非常時の対応については、「Ⅲ 市の避難所としての役割」も参照すること

○ 状況別の対応例

A 授業中の場合

場所	個別事項	共通事項
普通教室	*机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示	*教職員の指示による安全確保の的確な指示
特別教室	*実験中であれば、危険回避の指示（ガス、薬品、熱機器等）	▽ヘルメットや教材等により頭部を保護させる
講堂	*中央に集合させ、体勢を低くするように指示 ※授業内容や体育用具等の位置によっては、壁際に寄る場合もある	▽窓や壁際から離れさせる ▽天井の崩落に注意させる *火気使用中であれば、消火 *生徒等の人員等の状況確認や周囲の安全確認
グラウンド	*建物から離れ、中央に集合させ、体勢を低くするように指示 ※液状化等が発生している場合は講堂へ	*余震や二次災害に備えた声かけ *避難場所へ向かう指示 *二次避難をする場合の指示

※避難経路の確認や避難の指示は、①教頭 ②教務 ③職員室で待機中の教職員が行う

【指示例】

- ①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下にもぐりなさい。両手で机の脚を持ち、頭を守りなさい。ヘルメットやカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」
- ②「落ち着きなさい。避難が予想されるので、グラウンド（講堂）へ避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難しなさい。上からの落下物に気をつけながら、指示に従ってグラウンド（講堂）へ避難しなさい。」

B 教職員と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 ろうか トイレ 等	*揺れている間は、ヘルメットやカバン等で頭部を保護してじっと待機する *落下物や倒壊物に気をつける *揺れが収まり次第、教職員の指示に従い、校舎外のグラウンド等に避難する *周囲の安全確認をする	*全校指示 …揺れが収まるまで、頭部を保護して、教職員が到着するまで待機するように指示 *分散して、生徒等の安全確保、指示、誘導 *校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当
グラウンド 等	*建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる *揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する	*液状化等の発生有無の確認 *避難場所の決定・周知

○ 登下校時の対応

生徒等の行動		教職員の対応	
＊頭部を保護し、姿勢を低くする ＊車道には出ない ＊建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる ＊揺れが収まったら、状況に応じて近くの公園や学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する＊ ＊避難場所や自宅への避難が困難な場合は、教職員や保護者、地域の人が到着するまでそのまま待機する	地震発生 安全確保	地震発生 安否確認開始	＊校内残留生徒等の安否の確認 ＊通学路上や避難場所の生徒等の安否の確認 〈引き渡しカード持参〉 ＊保護者や地域の人と連携し、生徒等の所在を確認 ＊家庭への確実な引き渡し ＊保護者等の不在時は学校で保護
	近くの避難場所へ避難＊ 自宅 学校	通学路巡視 校内巡視 自宅確認 生徒等の保護 避難後の対応決定	

＊被害の状況にもよるが、判断に迷ったときは自宅か学校の近い方に向かわせる。近い方がすぐにわからないときには、学校に向かわせる。道路の陥没・隆起や建物の倒壊が既に認められる場合には決して無理をさせない。〈事前に指導しておく〉

＝留意点＝

▽登校前に大型の地震が発生した場合は、登校させない。

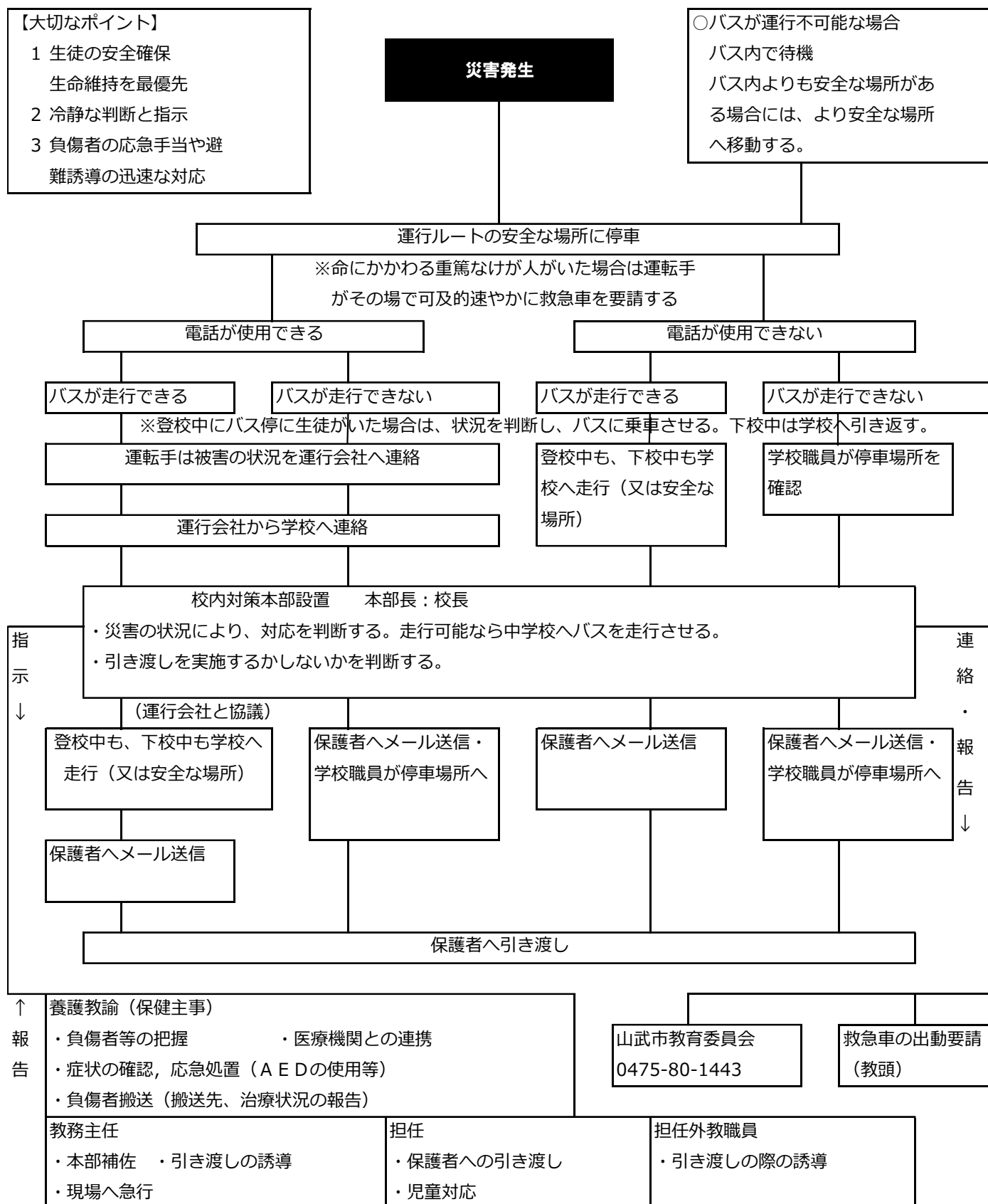
→校舎等の安全が確認できた時点で、さくら連絡網または家庭連絡で保護者に登校（場合によっては休校）の連絡をする。

▽教職員は、状況に応じた対応をとる（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携など）。

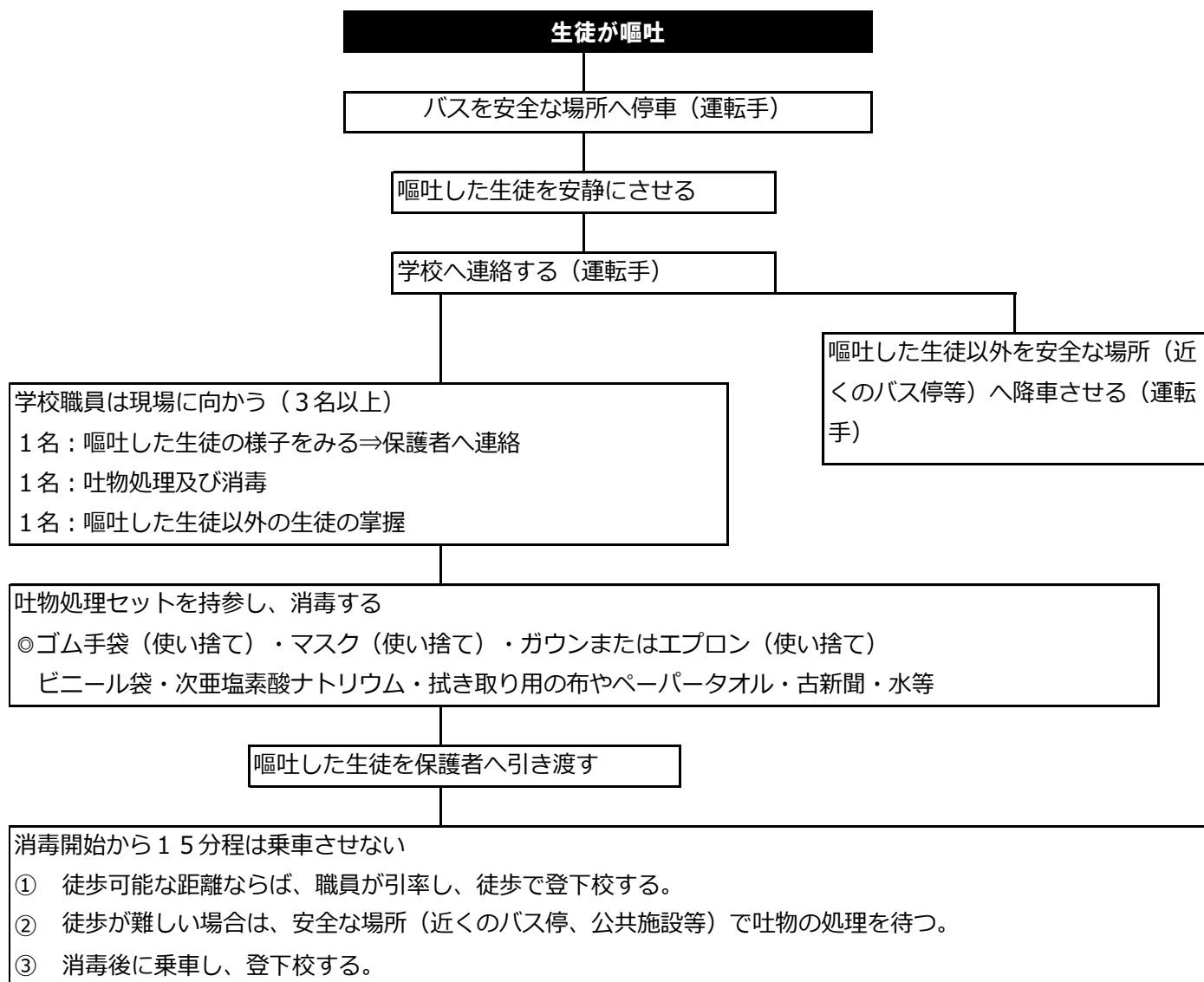
▽液状化による建物の倒壊の危険性がある場合は、（津波に備え）高所がある他の施設・学校へ避難させることもありうる。

○ 大地震発生時における登下校中のスクールバス対応

対応フロー図

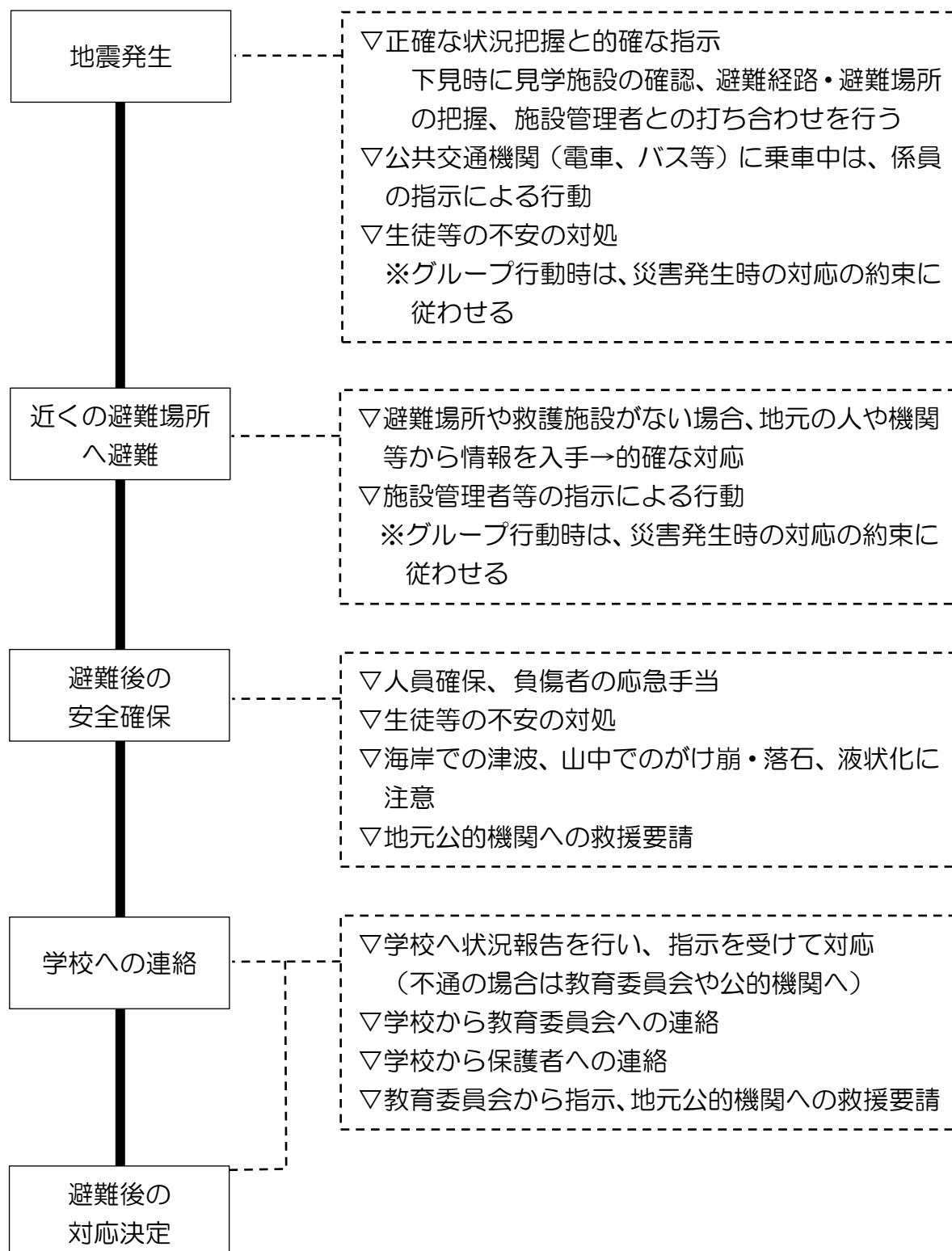


○ 生徒嘔吐時のスクールバス対応



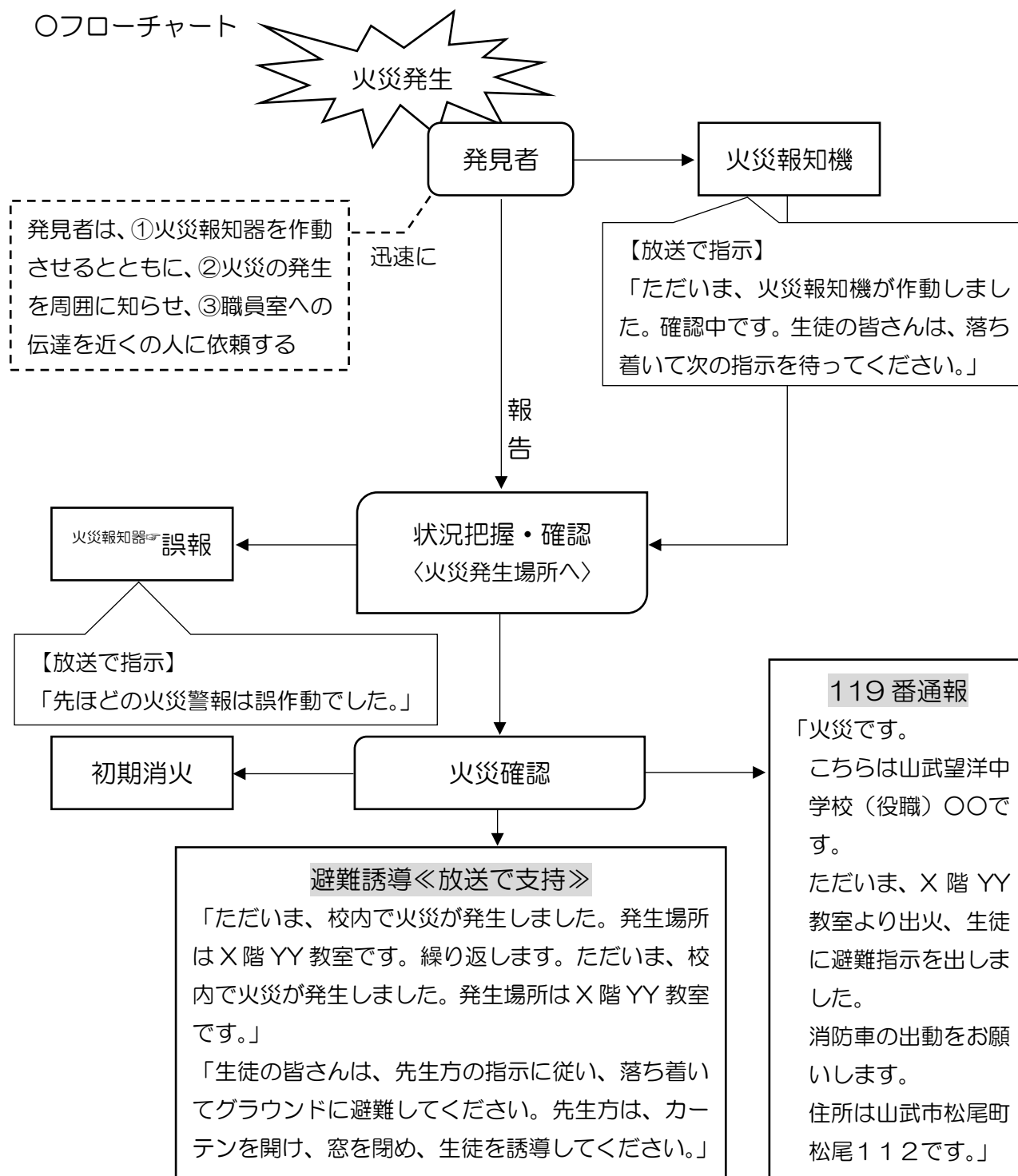
○ 校外活動中の対応

校外学習（自然教室、修学旅行含む）は、日常とは異なる環境で行われるため、生徒等の精神的状況は平常でないことが予想される。また、見学場所等ではふだん目にするものがない設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って行動・学習したりすることが多々あり、このような場所で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求される。



ii 火災への対応

○フローチャート



○ 避難場所での対応

- ▽1 整列させて人員確認（学級担任不在時は、必要に応じて名簿等で照合）
- 2 学級担任→学年主任→管理職の順に報告
- 3 逃げ遅れた生徒や負傷した生徒等がいないか確認
- ▽避難後の対応…保護者へ引き渡し、帰宅指示等

○ 発生防止の対策【授業中】

▽ガスの元栓は、使用時以外閉めておく。

▽防火扉の前に物を置かない。

▽防火設備の点検、配置場所の周知徹底を図る。

▽火気を使用する授業時においては、火気の取り扱いに十分注意する。

○ 予想される状況とそれに伴う行動等【授業中】

予想される状況	生徒等の行動	教職員の対応
▽火災発生直後 (火はまだ小さい)	* 教職員の指示に従い、場合によっては初期消火に当たる * 連絡に走る * 周りに知らせる (大声を出す、ものを叩く等)	* 初期消火 …生徒を落ち着かせ、安全を確保しながら、周囲の人と協力して初期消火に当たる * 火災発生の周知 …内線または生徒に依頼して職員室へ知らせる →職員室から 119 番通報
▽天井に燃え移る	* 窓を閉める * 防火扉が閉まった後に脱出するときは、脱出用扉から出る	* 生徒へ指示【教室等】 要点) ①落ち着かせる ②窓を閉めさせる ③頭部を保護させる ④呼吸器を保護させる * 火災発生の校内放送 【職員室】 要点) ①火災発生 ②発生場所 ③避難指示
▽炎が燃えさかる ▽煙が充満する	* 姿勢をできるだけ低くし、ハンカチ等で口を覆いながら避難する * 一度避難したら絶対に引き返さない * やむをえない場合、躊躇せずに、炎や煙の中を一気に駆け抜ける	* 状況報告 …逃げ遅れた生徒等がいたら、管理職及び近くの消防隊員に伝える

＝留意点＝

▽放送機器使用不可時は、ハンドマイクや大声で避難経路や避難場所を指示する

▽配慮を要する生徒の避難をサポートする体制をつくっておく

○ 発生防止の対策【教職員と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）】

▽生徒が勝手に火気に手を触れない指導をしておく。

▽消火訓練の実施や消火器・火災報知機等の配置確認をしておく。

○ 予想される状況とそれに伴う行動等

【教職員と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）】

予想される状況	生徒等の行動	教職員の対応
▽火災発生直後 （火はまだ小さい）	* 教職員の指示に従い、場合によっては初期消火に当たる * 連絡に走る * 周りに知らせる （大声を出す、ものを叩く等）	* 火災発生のお知らせ …内線または生徒に依頼して職員室へ知らせる →教職員が現場に駆けつけ状況の判断 →必要に応じて、職員室から 119 番通報
▽天井に燃え移る	* 窓を閉める * ハンカチ等で口を覆う * ヘルメットを着用 * 姿勢を低くして避難 <i>押さない／走らない</i> <i>しゃべらない／戻らない</i> * 防火扉が閉まった後に脱出するときは、脱出用扉から出る	* 近くの生徒へ指示 【教室等】 要点) ①落ち着かせる ②窓を閉めさせる ③頭部を保護させる ④呼吸器を保護させる * 生徒の避難誘導 …教職員の担当割振を行い、各配置へ急行、避難を促す * 火災発生のお知らせ 【職員室】 要点) ①火災発生 ②発生場所 ③避難指示
▽炎が燃えさかる ▽煙が充満する		* 状況報告 …逃げ遅れた生徒等がいたら、管理職及び近くの消防隊員に伝える

iii 水害への対応

○ 発生防止の対策

- ▽市役所の広報や気象情報に注意する。 ▽ガラスの飛散防止措置を行う。
 ▽窓や外壁等の欠陥は早めに修繕しておく。 ▽倒れやすいものを固定しておく。
 ▽側溝の清掃をし、水の流れをよくしておく。

○ 予想される状況とそれに伴う行動等

予想される状況	生徒等の行動	教職員の対応
▽台風や集中豪雨に関する警報が出る * 雨風で話し声がよく聞こえなくなり、地面一面に水が溜まる (16~20 mm/h) * 土砂降りで雷が鳴り続ける (20~30 mm/h) …土砂崩れの恐れ	* 教室内のカーテンを閉める * 校舎外にいた場合は、速やかに校舎内へ移動する * 教室等で、教職員の指示を待つ * 指示に従い、家族と打ち合わせてある経路で帰宅する * 保護者が迎えにくる場合は、決められた場所で待つ	* 教室内のカーテンを閉めさせる * 情報の収集に努める * 近隣校との連絡・協議 * 校内放送により、生徒を校舎内に集める * 臨時の職員打ち合わせをもち、対応を協議 * 一斉にメール配信で家庭に連絡をとる * 雨風の状況や気象状況に注意を払い、安全を確認した上で速やかに帰宅させる ※帰宅までの距離や時間を考慮する * 保護者が迎えに来る場合は、確認後に帰す * 帰宅できない場合は、教室で待機させる
▽集中豪雨が発生する …狭い地域に突発的に生じるため予想が困難である …警報が発令されないことも想定する	* 指定した教室に避難する * 勝手な行動を慎み、保護者からの連絡を待つ * 保護者等が引き取りに来るまで待機する ※学校周辺の状況によっては、引き渡しを中止し、生徒は学校で待機させる	* 全員を指定教室に避難させる * メール配信により、保護者に生徒・学校の状況を伝達し、引き取りを依頼する ※原則、生徒のみの下校はさせない（管理職判断）